

選択的夫婦別姓に関する社会意識：他者のニーズの顧慮と平等の志向

Social Attitudes towards Optional Separate Surnames for Married Couples

喜 多 加実代

Kamiyo KITA

社会科教育研究ユニット

(令和6年9月30日受付, 令和6年12月23日受理)

1. はじめに

いわゆる夫婦別姓法制化の議論は、婚姻すれば同姓を規定する現行民法に対して、同姓・別姓を選択できることを求めるものである。以下では、特に注意を喚起する箇所以外では端的に夫婦別姓または別姓と記載するが、それは選択的夫婦別姓を指す。法律上は「氏」であり、本稿で検討する調査等でも「別氏」とされている場合があるが、「別姓」が一般的に用いられており、本稿でも基本的には「別姓」と記載する。

本稿では、複数の調査から選択的夫婦別姓に対する賛否の状況と、他の価値観との関連を検討する。それは、別姓賛成が多数であることをもって法制化を妥当と考えるためではない。社会の少数者に不当に不平等にもたらされる不利益や苦痛の改善は、多数決的な了解を待つべきものではない。選択的夫婦別姓法制化は、別姓のニーズの増減とも本来は切り分けられるべき課題であると考えられる。夫婦同姓(同氏)を規定する現行民法について違憲を問う訴訟がなされたのもそうした理由がある。これら訴訟については確かに合憲判決が出されている。しかし、2015年の最高裁判所判決については、「学説は概ね批判的である」とも評された(江藤 2018:130)。また判決で「婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」(強調は筆者による)とされたことについて、同判決少数意見で「少数者の人権を護るという国民から負託された最高裁の責務に反する」とも指摘された⁽¹⁾。

2021年の最高裁判決についても、例えば大河内美紀から、同趣旨の批判がなされている。「最高裁は、家族に関する過去の判例において繰り返し国民の意識に言及してきた。(中略)それはときに反多数決主義的性質を帯びる人権の保障と必ずしも相性がよいものとは言えず、また、国民代表機関たる国会が判断するとしてしまえば、司法判断の余地を狭めることになる」(大河内 2022:93)。2021年判決については、49頁の判決文中多数合憲意見が1頁なのに対し、「違憲論に立つ個別意見が約43頁を占めていることは異常」(辻村 2021:46)ともされ、個別意見の方が注目され評価されたともいえるほどであった(榊原・寺原 2022)。

また、国連の女性差別撤廃委員会は、夫婦同姓を規定する民法により女性が夫の姓を選択せざるを得ないことを差別とし、「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」を勧告している⁽²⁾。勧告が同姓規定の差別性を指摘しているのに対し、日本国政府の回答はやはり多数派の了解の醸成を示唆するようなものであった。「国民の間に様々な意見があることから、最高裁判決における指摘や国民的な議論の方向を選択的夫婦別氏制度も含め、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、第5次基本計画は、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることを定めている」⁽³⁾(強調は筆者による)。

最高裁判決や政府の回答にも疑問が残るが、更に「社会の受け止め」「国民各層の意見」の判断についても捻れや歪みが見られる。

法制審議会が選択的夫婦別姓導入を含む民法改正について答申した1996年から、法務省と内閣府は共同で「家族の法制に関する世論調査」（以下、法務省・内閣府調査と記す）をほぼ5年ごとに実施し、既に2001年以降の調査から、別姓導入賛成の回答は反対（現行の同姓制度維持）の回答を数値的には上回っていた。少なくとも現行民法維持賛成派は少数である。にもかかわらず「様々な意見」があるとされ、それが与党中枢見解となり国会審議は進まなかった。最高裁の合憲判決は国会に判断を委ねたが、逆説的にも進展のない国会のあり方を正当化するものになった。

国連の女性差別撤廃委員会に対して政府は先のような回答を行う一方、第5次基本計画に記載された別姓に関する政策は、過去の第4次基本計画からも、更に審議されていた原案からも後退し、そのことが各紙で報道された⁽⁴⁾。

更に2021年の法務省・内閣府調査では、質問内容や選択肢に変更が加えられ、別姓導入賛成回答の割合が反対をわずかに上回ったものの、2017年調査の42.5%と比べると急落して28.9%となった。これは1996年以降最低の数値であった。質問の変更の際に政治的圧力があったことも報道された。法務省・内閣府調査の質問変更と回答結果については、筒井清輝が実験的調査を実施したことが報じられている。法務省・内閣府の2017年調査と2021年調査と同質問で調査を行うと、回答に差が生じ、その差が調査設計と質問変更による回答割合の変化であると強く推測される結果となった⁽⁵⁾。

別姓法制化が進まない実態としては、旧統一教会や日本会議といった右派団体と与党・自民党議員との関係が指摘されている。旧統一教会の成員も国民全体からすれば極めて少数であるが、選挙時の票田、特に当選を左右する際のキャスティングボートとして政界に影響を及ぼしたとされる。山口智美・斉藤正美は、旧統一教会と政界との癒着が明らかになってからも、同団体が反社会的なカルトであることのみが注目され、政府の政策決定にどのように影響を与えているかの検討が不十分であると指摘する（山口・斉藤ほか2023）。選択的夫婦別姓・全国陳情アクション事務局の事務局局長として活動する井田奈穂は、「議事録に残らない場で、一部国会議員が法律の解釈をゆがめ、水面下で恣意的な圧力をかけ」る事態があると述べている（ジェンダー法政策研究所ほか2022:45）。

2024年には経団連からも夫婦別姓法制化の要

望が出され、自民党支持の人々の間でも別姓賛成が多数になっている状況はあり、それが選挙結果に影響するようなら、早期に夫婦別姓が実現する可能性はある。しかし、別姓導入に反対する団体が依然選挙協力や当選のキャスティングボートとして重要であれば、別姓賛成が多数意見であっても、それが平等性や公共性を推進し、合理性があるものでも顧みられない懸念はある。

夫婦別姓の抜き差しならないニーズを有する人々は多数ではないことを以下で示すが、逆に言えば、別姓賛成の多数意見は他者のニーズや不利益を想像し顧慮しているとも言える。

本稿では、複数の調査を用い、別姓賛成意見は別姓のニーズ自体というより、そのニーズや不利益への理解の面も強いことを述べる。別姓賛成の回答者は、相対的に、差別や他者の不利益、結婚への平等、婚姻関係内の平等に意識的であり、また寛容性が高い傾向を有している。そうであるからこそ、その回答は時に揺れるのではなからうか。

複数の調査で異なる回答結果が出ていることは、社会調査の信憑性を疑わせ、本稿で行う調査の分析自体にも疑いの目を向けさせるものかもしれない。しかし、これについて一定の自戒をしつつも、本稿の趣旨はむしろ逆である。複数の調査を重ねて見ることによって蓋然性は高まり、妥当な像に近づけるものと考えられる。また、なぜ回答に違いが出たかの検討や考察もその点で必要であろう。個別調査での細かな数値の差には慎重であるべきだろうが、複数の調査に見られる傾向の検討も意味があろう。また1つの調査内での分析と考察も、先行調査との関係や後続調査のために有用なものになると言えよう。

またそのために調査によって賛成する割合が変化しやすいことを述べる。

夫婦別姓法制化に賛成する回答者が必ずしも自身が夫婦別姓になることを望んでいるとは限らない。それでも賛成する回答者は、他者の不利益や、結婚することへの平等、婚姻関係内の平等に対する意識をもつ傾向があると考えられる。それはごく当たり前の推論であり、本稿は調査結果からそれを確認するに留まるものかもしれない。しかし、別姓賛成者は、結婚への平等や男女の平等を志向し、それに対する社会的対応を志向する傾向があること、男女間以外の社会的不平等も認識する傾向があることを実際のデータから示した。別姓法制化への反対の運動には旧統一教会や日本会議との関係が指摘されてもおり、別姓反対回答者には、保守的で権威主義的な傾向や、男女

平等にも否定的な傾向があることを確認する。これも本稿の目的である。

以下では、まず2において、法務省・内閣府調査について問題とされた内容と調査の経年的回答結果の動向、同時期の他調査の結果を確認する。次いで3で、筆者が参加した2つの社会調査と、データが公開されている調査における回答の傾向を示す。更に4において、別姓賛否の意見と平等や格差に関する意識、保守・権威主義的価値観、男女平等の価値観との関連を検討する。法務省・内閣府調査の質問項目にも入っているいわゆる「家族の一体感」についても、調査結果から若干の考察を行う。

2. 法務省・内閣府調査に見る動向の推移と2021年調査で指摘された問題

(1) 調査質問変更の経緯と変更に対する疑問

1で述べたように、法務省と内閣府共同の「家族の法制に関する調査」で1996年から2017年までは同質問、同選択肢を用いた世論調査が実施されてきた⁽⁶⁾。2017年には選択的別姓賛成が42.5%、現状維持＝別姓反対が29.3%、旧姓通称使用法制化賛成が24.4%で、回答内多数であるだけでなく、過去の調査との比較でも賛成が最も多くなった。ところが、2021年の調査では、別姓賛成28.9%、現状維持＝別姓反対27.0%、旧姓使用法制化が42.2%という結果になった(表1)。2021年調査では、質問や選択肢、その並びが2017年までの調査と若干変更になったこと⁽⁷⁾、その調査設計の際の法務省と内閣府男女共同参画局との意見交換で、「議員からは、過去の世論調査は別氏賛成派に傾き過ぎた内容だと批判を受けている」と法務省が回答したことが問題視された。この間の詳しい経緯は朝日新聞で報道され(朝日新聞, 2022.8.22-26, 30)⁽⁸⁾、ジェンダー法政策研究所の編著でも記されている(ジェンダー法政策研究所ほか編, 2022)。

朝日新聞の同特集記事では、この調査の設問と変更について、谷口将紀と松本正生が以下の批判を述べている。谷口は、①調査の継続性の点や、②旧姓通称使用の選択肢を真ん中に置き中立的な印象にした点で問題があり、一方、③1996年からの従来の調査も、選択的夫婦別姓と旧姓通称使用という異なる事柄を同一質問内で訊くのは妥当でない、としている。特に②が回答結果に違いをもたらしたと谷口は推論している。松本も、谷口と同様に、この旧姓通称使用の選択肢を置いたことが影響したと推論し、「日本人は、明確な意思表示

表 1. 法務省・内閣府調査回答の動向

| 調査年 | n (人) | 別姓賛成 | 反対 (現状維持) | 旧姓使用法制化賛成 | どちらとも言えない※ |
|------|--------|--------|-----------|-----------|------------|
| 1994 | 2, 113 | 27. 4% | 53. 4% | | 17. 0% |
| 1996 | 2, 157 | 32. 5% | 39. 8% | 22. 5% | |
| 2001 | 3, 468 | 42. 1% | 29. 9% | 23. 0% | |
| 2006 | 2, 768 | 36. 6% | 35. 0% | 25. 1% | |
| 2012 | 3, 041 | 36. 4% | 35. 5% | 24. 0% | |
| 2017 | 2, 952 | 42. 5% | 29. 3% | 24. 4% | |
| 2021 | 2, 889 | 28. 9% | 27. 0% | 42. 2% | |

※ 1994年調査のみの選択肢。1994年の調査質問項目については注4参照。

(内閣府「家族の法制に関する世論調査」から作成)⁽⁹⁾

をしない柔らかい回答に傾きがち」と述べている。加えて④子どもにどのような影響があるかを問う質問が別姓について問う質問の直前にあるため、それが回答に影響した可能性も指摘している⁽¹⁰⁾。

前述の通り、筒井清輝が2017年までの調査と2021年調査の質問を用いて2022年に実施したインターネット調査で、回答結果を比較したところ、2017年調査と同質問の場合の結果は、別姓法制化賛成57%、反対23%、旧姓通称使用法制化17%となったのに対し、2021年調査と同質問の場合、別姓法制化賛成30%、反対30%、旧姓通称使用法制化39%となったとされる⁽¹¹⁾。筒井の調査では、敢えて質問前に8種類の異なる文を入れた結果も比較したとのことで、「結婚後に夫婦が別々の名字を名乗ることになれば、家族の絆が弱まり、子供にも悪影響があり、日本社会にとっての損失につながります」との文が入った場合に最も反対の回答に動いたとされる。これは松本の指摘を裏づける結果ともいえる。2017年までの調査でも子どもに影響があると思うかという質問は入っていたものの、2021年調査ではその内容を具体的に問う選択肢が追加され、以下2(4)で述べる通りこれが問題視された。

(2) 同時期の他調査の結果

選択的夫婦別姓法制化に関する世論調査は、質問と選択肢、サンプルによっても結果は違ってくる。若い年代ほど別姓に賛成する傾向が見られるため、法務省・内閣府調査には60歳以上の回答者が45.1%、18～29歳が11.2%だったことにも疑問が呈された。ただ、この年齢構成については2017年と2021年でほとんど変わらず、むしろ2017年の方が18～29歳は8.6%と少ない。

早稲田大学棚村政行研究室と選択的夫婦別姓・全国陳情アクションは合同で2020年にインター

ネットモニター調査対象を実施した（以下、陳情アクション調査と記す）⁽¹²⁾。全国7000人、20～59歳の男女である（20～29歳が10.5%、50～59歳が38.0%）。『結婚の際の姓のあり方』についてあなたのお考えに一番近いものをお選び下さい。』という質問に⁽¹³⁾、選択肢は次の4つであった。「自分は夫婦同姓がよい。自分たち以外の夫婦も同姓であるべきだ」「自分は夫婦同姓がよい。自分たち以外の夫婦は同姓でも別姓でも構わない」「自分は夫婦別姓が選べるとよい。自分たち以外の夫婦は同姓でも別姓でも構わない」「わからない」。別姓賛成の選択肢が多くなってはいるが、社会的に選択的夫婦別姓を認めるかどうかのロジカルな質問としてはわかりやすく妥当なものと言えよう⁽¹⁴⁾。別姓賛成は70.6%（うち、自分は別姓が選べるとよいとの回答が34.7%、自分は同姓がよいの回答が35.9%）、反対（自分たちも他の夫婦も同姓）が14.4%であった。

2022年に日本労働組合総連合会も同じ選択肢でのインターネットモニター調査を行っている（以下、連合調査と記す）⁽¹⁵⁾。対象は20～59歳の働く男女1,000人で、各年代250人を割り当てている。賛成65.0%（自分は別姓が選べるとよい32.3%、自分は同姓がよい31.7%）、自分たち以外にも同姓であるべきとする反対は18.3%で、陳情アクション調査と類似の結果である。

朝日新聞の記事で法務省・内閣府調査に苦言を呈した谷口将紀は、朝日新聞と共同で経年的に有権者男女に選挙時の政治意識調査を実施しており、同調査では、「夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の名字を称することを、法律で認めるべきだ」という質問に5件法の回答であった。2022年調査（有効回答票1,892票、回収率63.1%。18～29歳が8.7%、60歳以上が48.3%。）での結果は、「賛成」33.8%、「どちらかと言えば賛成」25.7%、「どちらとも言えない」23.9%、「どちらかと言えば反対」7.1%、「反対」9.1%となった。

その他2021年に実施された共同通信、毎日新聞、日経新聞調査については、回答者年代の割合や選択肢の詳細までは示されていないものの、それぞれ別姓賛成が60%、51%、67%、反対が38%、23%、26%と賛成が多数である（榎原・寺原2022）。

(3) 別姓反対の経年的減少、及び改姓による不便・不利益を想定する回答の増加

(2) のいずれの調査でも、別姓反対を賛成が大

幅に上回る傾向が見られる。また、法務省・内閣府調査でも1996年以降、2021年の調査も含め、現状維持＝別姓反対の回答については漸減の傾向が指摘できる（2001年については急減である）。2021年の調査では、誤差の範囲と言えるものの、現状維持＝反対の割合が過去最も少なくなっている。現状維持＝反対の回答は少数で、これは他調査の傾向とも一致すること、反対の回答が漸減する傾向にあることは、着目すべきことであろう。

法務省・内閣府調査では、別姓賛成の回答者に自身が別姓にしたいかどうかを訊いており、調査年によって異なるが、自身も別姓を希望する者は賛成回答者中16～30%である（そこからの計算では回答者全体の8%程度と見込まれる）。陳情アクション調査や連合調査では自身も別姓を望む人が賛成回答者の半分程度であり、別姓法制化に賛成する人自身が必ずしも別姓にしたいと希望している訳ではない。自身は同姓にしたい、または自身はどちらでもよいと考える人も多いと言え、本人にとって抜き差しならないニーズでないからこそ回答結果が揺れるとも考えられる。選択的夫婦別姓の法制化は、別姓を希望する人にこそニーズがあるが、社会として別姓を認めることの本質は、自身に必要な場合でも制度に賛成する態度にあるとも言える。

法務省・内閣府の調査における別姓賛成の回答については、1996年以降数値的には増減があり、2001年に既に40%を超えて2017年と同程度であったものが、その間の2回で若干下降した。その増減の幅は統計的な標準誤差を超えており、調査と近い時期の社会状況や報道の影響も考えられる。1996年と2001年の間には、前述の1996年の法制審議会による民法改正の答申、1999年の男女共同参画社会基本法の成立がある。賛成の数値が再度上昇した2017年の前の2015年には、夫婦同姓を規定する民法の違憲訴訟が結審した。別姓のニーズが了解されやすい時期ではあった。

法務省・内閣府の調査では、別姓法制化に関して賛成・反対の立場が主張する争点や家族観についても質問されている。「改姓による不便・不利益があると思う」かどうかへの質問、不便・不利益の内容、「仕事の上で通称を使うことができれば、不便を生じないで済むと思うか」どうか、「家族の名字（姓）が違うと、家族の一体感（きずな）が弱まると思う」かどうか、「子どもにとって好ましくない影響があると思う」かどうか、である。

不便・不利益があると思うとする回答は1996

表 2. 法務省・内閣府調査 旧姓使用による不便解消についての意見

| 調査年 | n (人) ※ | 仕事の上で通称を使うことができれば、不便を生じないで済むと思う | 仕事の上で通称を使うことができても、それだけでは、対処しきれない不便があると思う | わからない |
|------|------------|---------------------------------|--|-------|
| 1996 | 526 | 52.5% | 45.4% | 2.1% |
| 2001 | 825 | 56.6% | 41.5% | 1.9% |
| 2006 | 802 | 54.9% | 41.3% | 3.9% |
| 2012 | 841 | 58.5% | 39.4% | 2.1% |
| 2017 | 826 | 57.7% | 41.2% | 1.1% |
| 2021 | 1,503 | 37.1% | 59.3% | 3.5% |

※「改姓による不便・不利益があると思う」とした回答者が対象。

(内閣府「家族の法制に関する世論調査」から作成)⁽¹⁶⁾

年の41.1%から経年的に上昇し、2021年に過去最多の52.1%になった。2017年までの調査では、「婚姻をする以上、仕事の上で何らかの不便が生ずるのは仕方がない」かどうかへの質問もあり、それに対して「婚姻をしても、仕事の上で不便を生じないようにした方がよい」とする回答が毎回60%程度の多数になっていた。旧姓通称使用すれば不便でなくなるとする回答も一旦上昇したものの2021年ではかなり減っている(表2)。通称使用が普及するなかでその課題が了解されてきた可能性もある⁽¹⁷⁾。別姓制度がないため、届け出をしない内縁の夫婦がいると思うかという質問について「いると思う」とする回答も1996年の59.3%から漸増し、2021年調査では81.7%となった。

旧姓通称使用拡大の法制化について内容が明らかにされないままの質問で、2021年調査の別姓賛成の回答が2017年調査から大幅に下降し通称使用法制化賛成の回答が多数派となったことをもって、別姓支持の潮流が変わったとは必ずしも言えないだろう。

(4) 家族の一体感や子どもへの影響の懸念

しかし、上述の通り改姓による不便・不利益があると考え通称使用で対処できないとする回答が増加した一方、「家族の一体感(きずな)が弱まると思う」「子どもにとって好ましくない影響があると思う」とする回答が、2021年調査でやや増加したのも事実である⁽¹⁸⁾。「家族の一体感」に影響があると思うとする回答は2017年まで漸減して31.5%だったものが2021年は37.8%だった。とはいえ、影響がないと思うという回答61.6%を

大幅に下回ってはいる。それに対して、「子どもにとって好ましくない影響があると思う」とする回答は69.0%であり、2017年でも62.6%であった。子どもへの影響として想定されている最多のものは、「友人から親と名字・姓が異なることを指摘されて、嫌な思いをするなどして、対人関係で心理的負担が生じる」が78.6%(複数回答)、次いで「名字・姓の異なる親との関係で違和感や不安感を覚える」が60.1%で、「家族の一体感が失われて子の健全な育成が阻害される」とする回答は23.1%と少数である。子どもに影響があるとする回答には男女差はほとんどなく、年代が上がるにつれてやや増えるが、その回答者中、友人との関係を心配する回答は、女性82.7%、男性73.9%と女性に多めである。「子の健全な育成」を懸念する回答は年代とともに回答率が上昇するのに対し、友人との関係を懸念する回答はむしろ年代が若い方にやや多く、既婚者より未婚者の方がわずかに多い。(「名字・姓の異なる親との関係で違和感」については一貫した傾向は見られない。)

「改姓による不便・不利益」の想定が50%を超えていることは、他者の不利益や苦痛が顧慮されるようになったと想像される一方、それは家族の成員、とりわけ子どもへの顧慮にもつながり、特に女性が別姓を選択することを躊躇させるものになる可能性がある。別姓制度がないために内縁/事実婚である夫婦がいると想定する回答が約80%になったことは、身近な事例以上にメディアの情報によるものと推測される⁽¹⁹⁾。こうした情報から直接知らない他者を想像することは重要である。しかし知らない他者への想像が、子どもへの影響の不安に関わっているかもしれない。最も不安視されているのが、子の健全な育成でなく、子の対人関係であることがそれを推測させる。他者への顧慮が両義的に働いているとも考えられる。

3. 3つの調査での傾向と分析

以下では、筆者が参加した2つの調査とデータの提供がされている前述の谷口将紀研究室と朝日新聞の共同調査データを用い、質問と選択肢の設定の違いによる回答割合の変化と、それでも蓋然性のある傾向を指摘し、回答者の属性との関連を述べる。

筆者が参加した調査の1つは、2019年10月に実施した郵送調査である。首都圏と地方都市として、東京都文京区と新潟県新潟市の2地点を選択し、それぞれの地区で25～64歳の男女を調査

表3. A調査「選択的夫婦別氏制度を法で認めてよい」回答 男女年代別

| 年代 | | n (人) | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない |
|-------------|-------|-------|-------|--------------|----------------|--------|
| 男性 n. s. | 25～29 | 32 | 53.1% | 31.3% | 12.5% | 3.1% |
| | 30～39 | 59 | 50.8% | 27.1% | 15.3% | 6.8% |
| | 40～49 | 107 | 43.0% | 29.0% | 15.0% | 13.1% |
| | 50～59 | 125 | 34.4% | 32.8% | 20.0% | 12.8% |
| | 60～64 | 60 | 31.7% | 31.7% | 21.7% | 15.0% |
| | 男性全体 | 383 | 40.5% | 30.5% | 17.5% | 11.5% |
| 女性 * | 25～29 | 50 | 60.0% | 30.0% | 6.0% | 4.0% |
| | 30～39 | 138 | 56.5% | 31.2% | 8.7% | 3.6% |
| | 40～49 | 141 | 43.3% | 31.9% | 13.5% | 11.3% |
| | 50～59 | 146 | 43.2% | 38.4% | 13.7% | 4.8% |
| | 60～64 | 73 | 37.0% | 43.8% | 12.3% | 6.8% |
| | 女性全体 | 548 | 47.3% | 34.9% | 11.5% | 6.4% |
| 回答者全体 | | 931 | 44.5% | 33.1% | 14.0% | 8.5% |

* p<.05

対象者として、選挙人名簿を用い系統抽出を行った。4,059名を抽出して、郵送による配布・回収を行い、有効回収数および有効回収率は974票(24.2%)、うち東京居住者が455名(46.7%)、新潟居住者が519名(53.3%)である(以下、A調査と記す)。A調査の回答者中、25～29歳は8.8%、60～64歳は13.8%である。

もう1つは、2023年1月に実施したインターネット調査である。楽天インサイトが管理するモニター、18歳～70歳の男女を対象者とし、1,200名(男性600名、女性600名)について、10歳ずつ各年代に均等に(ただし18～29歳については18、19歳を含む1つの年代としている)、また、次の通り居住地の割当を行った。関東地方(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)400名、関西地方(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)300名、沖縄県500名である(以下、B調査と記す)⁽²⁰⁾。18～29歳が20.0%、60～70歳は20.0%となる。

谷口研究室・朝日新聞共同調査については、法務省・内閣府調査と近い時期の2022年調査を用い、以下、T調査と記載する。

(1) 夫婦別姓に対する賛否の回答と属性による比較

A調査は「選択的夫婦別氏制度を法で認めてよい」という意見について表3に示した4件法の選択回答で、賛成をまとめると77.6%、反対をまとめると22.4%であった。

B調査は「夫婦別姓を法律で認めるべきだ」の

表4. B調査「夫婦別姓を法律で認めるべきだ」回答 男女年代別

| 年代 | | n (人) | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------------|-------|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 男性 n. s. | 18～29 | 120 | 18.3% | 22.5% | 39.2% | 10.8% | 9.2% |
| | 30～39 | 120 | 15.8% | 10.0% | 54.2% | 8.3% | 11.7% |
| | 40～49 | 120 | 17.5% | 14.2% | 42.5% | 13.3% | 12.5% |
| | 50～59 | 120 | 15.0% | 20.0% | 47.5% | 13.3% | 4.2% |
| | 60～70 | 120 | 17.5% | 20.8% | 37.5% | 9.2% | 15.0% |
| | 男性全体 | 600 | 16.8% | 17.5% | 44.2% | 11.0% | 10.5% |
| 女性 ** | 18～29 | 120 | 35.0% | 25.8% | 28.3% | 5.8% | 5.0% |
| | 30～39 | 120 | 38.3% | 20.8% | 31.7% | 7.5% | 1.7% |
| | 40～49 | 120 | 24.2% | 23.3% | 43.3% | 7.5% | 1.7% |
| | 50～59 | 120 | 25.8% | 16.7% | 34.2% | 13.3% | 10.0% |
| | 60～70 | 120 | 20.0% | 16.7% | 43.3% | 14.2% | 5.8% |
| | 女性全体 | 600 | 28.7% | 20.7% | 36.2% | 9.7% | 4.8% |
| 回答者全体 | | 1,200 | 22.8% | 19.1% | 40.2% | 10.3% | 7.7% |

** p<.01

表5. T調査「夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の名字を称することを、法律で認めるべきだ」回答 男女年代別

| 年代 | | n (人) | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-----------|-------|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 男性 *** | 18～29 | 80 | 41.3% | 20.0% | 25.0% | 7.5% | 6.3% |
| | 30～39 | 78 | 41.0% | 24.4% | 17.9% | 9.0% | 7.7% |
| | 40～49 | 157 | 36.3% | 31.8% | 17.8% | 6.4% | 7.6% |
| | 50～59 | 144 | 30.6% | 27.8% | 27.8% | 6.3% | 7.6% |
| | 60～70 | 188 | 28.7% | 22.9% | 26.6% | 6.4% | 15.4% |
| | 70～80 | 175 | 22.3% | 20.0% | 30.9% | 13.7% | 13.1% |
| | 80以上 | 88 | 20.5% | 18.2% | 23.9% | 13.6% | 23.9% |
| | 男性全体 | 910 | 30.4% | 24.1% | 24.9% | 8.8% | 11.8% |
| 女性 *** | 18～29 | 83 | 59.0% | 25.3% | 9.6% | 6.0% | — |
| | 30～39 | 114 | 60.5% | 25.4% | 8.8% | 1.8% | 3.5% |
| | 40～49 | 157 | 36.9% | 37.6% | 18.5% | 5.7% | 1.3% |
| | 50～59 | 155 | 34.8% | 36.1% | 25.2% | 0.6% | 3.2% |
| | 60～70 | 176 | 26.7% | 28.4% | 32.4% | 5.1% | 7.4% |
| | 70～80 | 165 | 27.9% | 18.2% | 27.9% | 8.5% | 17.6% |
| | 80以上 | 106 | 30.2% | 19.8% | 28.3% | 11.3% | 10.4% |
| | 女性全体 | 956 | 37.1% | 27.8% | 22.9% | 5.4% | 6.7% |
| 回答者全体 | | 1,866 | 33.8% | 25.9% | 24.0% | 7.1% | 9.2% |

*** p<.001

意見について表4に示した5件法の選択回答で、選択肢の並び順も「どちらともいえない」を中央に置いている。賛成をまとめると41.9%で、他調査より少ないが、反対をまとめた回答も18.0%と少なめで、「どちらともいえない」が40.2%である。中間の「どちらともいえない」に回答が集中したことは、2(1)で記した谷口・松本の見解を裏づけるような結果と考えられるが、谷口自身が

共同で実施した T 調査では 5 件法で中央に「どちらとも言えない」が置かれていても中間の回答はそこまで多くない。また B 調査より高齢の回答者が多いにもかかわらず賛成の割合が高く、同年代比較でも賛成割合が高くなっている（表 5）。

A, B, T 調査とも反対が 16～22% 程度なのは、2 で見た他調査と同様である。「どちらともいえない」も T 調査と B 調査とでは相当の幅があるが、「どちらともいえない」の選択肢を抜いた別姓賛成か反対かの質問ではおそらく賛成に回答することが多い回答者と推測される。

この下から属性別の傾向を見るが、別姓に対する賛否の意見は、年代による違い、経年的な意識の変化がある一方で、属性との関連では主に女性間での違いが見える結果となった。依然として改姓は現実的には女性の課題になっており、そのニーズや意向が女性の社会的地位と結びついているとも推測される。男性の属性による違いは、調査間で必ずしも一貫せず、妻や周囲の女性のニーズや意向の影響や、それに対する顧慮を推測させる結果である。

①若い年代での賛成の増加、女性間の差異

A, B, T 調査いずれも年代での差があり、若い年代ほど別姓賛成が多い点は他調査と同様である。ただ、男女とも年代別に数値上の違いは見られるものの、A, B 調査とも統計的には男性の年代別で有意差はなく、女性の年代別で有意差が出る結果であった。T 調査は男性も年代別での有意差が出たが、70 歳未満回答者に限定すれば、男性年代別の差は 10% 未満水準での有意である。男性でも若い年代ほど別姓賛成が多いのは他調査でも見られる傾向であるため、これは差がある蓋然性が低いというより、男性の方が年代による差が小さいことを反映していると思われる。

②女性の法律婚者での賛成の減少、子どものいる回答者での賛成の減少

B 調査と T 調査では、女性間での婚姻状態による違いも確認できた。ここからは、B 調査と T 調査の結果について、「そう思う」「ややそう思う」を賛成、「どちらともいえない」を保留、「あまりそう思わない」「そう思わない」を反対として 3 区分で示す。B 調査, T 調査では、離別と死別が 1 つの選択肢にまとめられ、その点の判別がつかないことが難ではあるが、既婚者女性に比べ未婚者女性に別姓賛成が多いことが確認できた（表 6, 表 7）。

表 6. B 調査 別姓賛否 男女婚姻状態別／子ども有無別

| | | n (人) | 別姓賛成 | 保留 | 別姓反対 |
|-------------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 男性 n. s. | 既婚 (法律婚) | 302 | 31.1% | 47.0% | 21.9% |
| | 既婚 (事実婚) | 11 | 45.5% | 45.5% | 9.1% |
| | 離別・死別 | 40 | 50.0% | 22.5% | 27.5% |
| | 未婚 | 247 | 35.2% | 44.1% | 20.6% |
| 女性 *** | 既婚 (法律婚) | 332 | 40.1% | 42.8% | 17.2% |
| | 既婚 (事実婚) | 4 | 75.0% | 25.0% | — |
| | 離別・死別 | 63 | 60.3% | 25.4% | 14.3% |
| | 未婚 | 201 | 60.7% | 28.9% | 10.4% |
| 男性 n. s. | 子どもあり | 282 | 32.3% | 45.4% | 22.3% |
| | なし | 318 | 36.2% | 43.1% | 20.8% |
| 女性 ** | 子どもあり | 306 | 42.5% | 41.5% | 16.0% |
| | なし | 294 | 56.5% | 30.6% | 12.9% |

** p<.01, *** p<.001

表 7. T 調査 別姓賛否 男女婚姻状態別

| | | n (人) | 別姓賛成 | 保留 | 別姓反対 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男性 n. s. | 既婚 | 581 | 53.7% | 25.3% | 21.0% |
| | 離別・死別 | 77 | 44.2% | 29.9% | 26.0% |
| | 未婚 | 232 | 59.1% | 22.8% | 18.1% |
| 女性 *** | 既婚 | 584 | 53.7% | 25.3% | 21.0% |
| | 離別・死別 | 187 | 44.2% | 29.9% | 26.0% |
| | 未婚 | 154 | 80.5% | 15.6% | 3.9% |

*** p<.001

A 調査では女性間でも婚姻状態別の有意差は出ず、未婚・法律婚のみの比較で女性間に 10% 未満水準の有意差となった。離婚者女性の別姓賛否の割合は、未婚者と既婚者の中間程度であった。

子どもの有無による違いは、A, B 調査とも女性間に見られ、子どものいない回答者の方が別姓に賛成の割合が高かった（表は B 調査の結果のみ示す）。A 調査では 10% 未満水準で男性間でも同様の傾向の差が見られた。

③女性間の正規就業者での賛成の増加、学歴上昇に伴う増加

女性の就業率が高まり結婚後も就業を続ける女性が増えたことは、別姓のニーズとしてしばしば指摘されることである。法務省・内閣府の調査では、改姓で不便・不利益を感じる内容として仕事や職業の不便・不利益が問われてきた。筆者自身は、夫婦別姓論議で就業上の不便・不利益のみを強調すべきでないと考えるが、どのような属性の人にニーズや希望があるのか、その実態は捉えられるべきであり、男女の力関係の背景としても検討されるべきではあろう。

表 8. A 調査 別姓賛成 女性就業形態別

| | n (人) | そう思う | どちらか と言え ばそう 思う | どちらか と言え ばそう 思わ ない | そう思 わな い |
|-----|-------|-------|--------------------------|--------------------------------|----------------|
| 正規 | 245 | 56.3% | 30.6% | 9.0% | 4.1% |
| 非正規 | 191 | 41.9% | 34.6% | 16.2% | 7.3% |
| 無職 | 121 | 35.5% | 45.5% | 9.9% | 9.1% |

p<.001

表 9. B 調査 別姓賛否 女性就業形態別

| | n (人) | 別姓賛成 | 保留 | 別姓反対 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 正規 | 244 | 56.6% | 30.7% | 12.7% |
| 非正規 | 187 | 49.2% | 37.4% | 13.4% |
| 無職 | 169 | 39.1% | 42.6% | 18.3% |

p<.05

表 10. A 調査 別姓賛否 男女学歴別

| | n (人) | そう思 う | どちら かと言 えば そう 思う | どちら かと言 えば そう 思わ ない | そう思 わな い | |
|-----------|-------|----------|------------------------------|------------------------------------|----------------|-------|
| 男性 ** | 高校まで | 99 | 37.4% | 19.2% | 25.3% | 18.2% |
| | 専門学校 | 34 | 38.2% | 44.1% | 11.8% | 5.9% |
| | 短大・高専 | 6 | 50.0% | 50.0% | — | — |
| | 大学 | 196 | 37.2% | 34.7% | 16.8% | 11.2% |
| | 大学院 | 51 | 58.8% | 25.5% | 9.8% | 5.9% |
| 女性 *** | 高校まで | 119 | 31.1% | 39.5% | 19.3% | 10.1% |
| | 専門学校 | 85 | 47.1% | 35.3% | 15.3% | 2.4% |
| | 短大・高専 | 81 | 40.7% | 40.7% | 12.3% | 6.2% |
| | 大学 | 237 | 53.6% | 32.1% | 7.2% | 7.2% |
| | 大学院 | 41 | 70.7% | 24.4% | 4.9% | — |

** p<.01, *** p<.001

表 11. B 調査 別姓賛否 男女学歴別

| | n (人) | 別姓賛成 | 保留 | 別姓反対 | |
|-------------|-------|------|-------|-------|-------|
| 男性 n. s. | 高校まで | 164 | 33.5% | 41.5% | 25.0% |
| | 専門学校 | 54 | 33.3% | 51.9% | 14.8% |
| | 短大・高専 | 28 | 28.6% | 42.9% | 28.6% |
| | 大学 | 304 | 36.2% | 44.4% | 19.4% |
| | 大学院 | 46 | 30.4% | 43.5% | 26.1% |
| 女性 *** | 高校まで | 161 | 40.4% | 41.6% | 18.0% |
| | 専門学校 | 104 | 56.7% | 26.0% | 17.3% |
| | 短大・高専 | 120 | 35.0% | 48.3% | 16.7% |
| | 大学 | 200 | 59.0% | 31.5% | 9.5% |
| | 大学院 | 10 | 90.0% | 10.0% | — |

***p<.001

A 調査, B 調査とも, 女性間では雇用形態について, 正規 (役員と雇用者), 非正規 (パート, 派遣, 家族従業者などを含む), 無職 (未婚者の回答を含むため専業主婦でなく無職と記載する) に分けて比較すると, やはり正規雇用者で賛成回

表 12. A 調査 旧姓通称使用 女性結婚改姓経験者学歴別

| | n (人) | 旧姓使用あり | 旧姓使用なし |
|-------|-------|--------|--------|
| 高校まで | 97 | 15.5% | 84.5% |
| 専門学校 | 68 | 23.5% | 76.5% |
| 短大・高専 | 70 | 22.9% | 77.1% |
| 大学 | 164 | 34.1% | 65.9% |
| 大学院 | 27 | 48.1% | 51.9% |

p<.01

表 13. A 調査 別姓賛否 男女旧姓通称使用別

| | n (人) | そう思 う | どちら かと言 えば そう 思う | どちら かと言 えば そう 思わ ない | そう思 わな い | |
|----------|-------|----------|------------------------------|------------------------------------|----------------|-------|
| 男性 * | 旧姓使用 | 7 | 85.7% | — | — | 14.3% |
| | 使用なし | 13 | 23.1% | 38.5% | 15.4% | 23.1% |
| 女性 ** | 旧姓使用 | 66 | 57.4% | 29.6% | 6.1% | 7.0% |
| | 使用なし | 123 | 39.9% | 39.3% | 14.3% | 6.5% |

* p<.05, ** p<.01

答の割合が高くなる (表 8, 表 9)。

別姓への賛否は学歴によっても差が見られる。若い年代で大学卒以上が増える年齢効果の可能性も考慮すべきだが, A, B, T 調査とも, 女性については概ね学歴が上がるとともに別姓賛成の割合も段階的に上がる傾向が見られた (表 10, 表 11, 表は A, B 調査のみ示す)。ただ, 程度の違いはあれ短大が一旦下がる傾向も見られる。短大卒者が若干下がることについては, かつての短大が, 高等教育機関である一方, 性別分業適的な女性向けの教育機関として機能したこととの関連が想像される。女性における学歴上昇に伴う別姓賛成の増加は, 専門的職業への従事や結婚年齢の高さ, また, 結婚相手との学歴の同等性などの要因が推測される。

A 調査では, 結婚時改姓者に仕事や公的な場での旧姓通称使用の有無も尋ねており, 学歴上昇に伴って旧姓使用の割合も増えている (表 12)。そして旧姓使用者の方が別姓の賛成率は高いことも注記すべきであろう (表 13)。

女性間では職業業種別での有意差までは出ず, A 調査でのみ男性間で職業業種別の差が見られた。A 調査のみの差のため蓋然性は低いかもしれないものの, 情報技術, 金融, 教育分野で別姓賛成の回答割合が高く, これは連合の調査で職場で旧姓使用を認めているとした回答者の業種と類似であった。

男性の別姓賛否と学歴との関連については, 有意差が出る場合と出ない場合がある。2 (1) はじめの方で述べたように, 男性間の見解の差異は,

妻や周囲の女性の就業、旧姓使用、別姓ニーズに連動するもののように思われる。

④地域・県別

地域別・県別は、A、B、T調査及び法務省・内閣府調査でも、差が出る場合も出ない場合もあり、一貫した傾向も見出しにくい。東京・新潟2地点で調査をしたA調査では東京と新潟で大きな差が見られ、全国調査であるT調査でも、数値上では、賛成回答が東京で多く、新潟は少なく、沖縄で多かったが、県別・都市規模別の有意差は確認できなかった。

(2) 婚姻時の改姓に関する希望

A調査では、「仮にあなたがこれから結婚するとします。相手の姓に変更するように求められたら、あなたはどのように思いますか。」として、結婚時の改姓意向を尋ねている。男女差が大きい一方、「相手の理由によっては自分の姓を変えてもよい」の回答が男女とも最多である。「相手の姓に変更したくない」の回答は少なく、別姓賛成の回答者内でもこの回答は少数派になっていることがわかる(表14)⁽²¹⁾。表には示していないが、男女とも年代別で意向の差は見られない。

「改姓したくない」とする回答を、結婚経験者に限定すると、男性回答者のほとんどは実際の結婚時も改姓しなかった人、女性回答者のほとんどは実際は改姓した人であった。結婚時に改姓するのは約95%が女性であるため当然の結果かもしれないが、現実には夫婦の姓を決定する際の女性の脆弱性を推測させる。

夫婦同姓は、建前としての対等な夫婦の「どちらかの姓」というより、実態として男性の姓に女性が改姓することとして機能している。改姓したくないという回答が一番多いのは、別姓に反対する男性であることもその点で注目される。

2(2)で言及した陳情アクション調査では、自身も別姓にしたいとする回答が34.7%、連合調査では32.3%であった。しかし現実には現在の婚姻は同姓にするしかなく、更に相手に改姓を求められた時に姓を「変更したくない」とする希望自体が別姓にしたい希望よりかなり少なくなっており、女性の選択が狭められている可能性がある。また、自分が改姓を拒否して相手に改姓させることをよしとしない意向もあるかもしれない。選択的夫婦別姓はそのためにも必要である。

表 14. A 調査 仮定婚姻時の改姓意向 男女別/別姓賛否男女別

| | | n (人) | 相手の姓に変更したい | 相手の理由によっては自分の姓を変えてもよい | 相手の姓に変更したくない |
|--------|------|----------|------------|-----------------------|--------------|
| 男性 | | 388 | 6.4% | 75.8% | 17.8% |
| 女性 | | 563 | 39.6% | 50.3% | 10.1% |
| p<.001 | | | | | |
| 男性 | 別姓賛成 | 274 | 5.1% | 79.6% | 15.3% |
| * | 別姓反対 | 111 | 9.0% | 66.7% | 24.3% |
| 女性 | 別姓賛成 | 459 | 34.4% | 53.4% | 12.2% |
| *** | 別姓反対 | 98 | 62.2% | 36.7% | 1.0% |

p<.01 (男性間 * p<.05, 女性間 *** p<.001)

4. 別姓賛否と関連する意識の傾向

ここまでの分析から、結婚時の改姓が依然として女性の課題になっているだろう可能性、その一方、別姓法制化への賛成の態度は、必ずしも自身が結婚時に改姓したくないという理由だけでなく、他者のニーズや不利益への顧慮からも生じている可能性が示唆された。ここからは、別姓に対する賛成反対と、結婚に関する権利やそれ以外の社会的権利についての平等意識等の関連を検討する。通常の推論としても、別姓賛成の意見は、男女平等的価値観に親和的と考えられるが、それ以外にも不平等や差別に対する認識、多様性の尊重とも親和的なことが予想される。逆に別姓反対の意見については、1でも述べた右派・権威主義的価値観と結びついている可能性もある。

この先の分析では、別姓賛否の方が独立変数である。A調査については、ここから、別姓法制化をしてよいかの質問に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」とした回答を賛成、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」とした回答を反対の2分で示す。B調査とT調査については賛成・反対・保留の3分とする。更にそれを男女別に分けて、各質問項目について比較した。多くの項目で別姓賛成、反対意見の間に有意差が見られる結果となった。

(1) 結婚への平等意識：同性婚への賛否との関連

この(1)で見るのは「同性婚」の賛否と「別姓」賛否の関連である。同性婚法制化の要求もまた、結婚する権利の保障と結婚への平等を求めるものである。同性婚は、特に、非当事者にはそのニーズがなくても、当事者のニーズや不利益を認識し社会的な制度導入を認める側面が強い。近年は報道などで、夫婦別姓と同性婚を

表 15. A 調査「同性同士の結婚を法で認めてよい」別姓賛否男女別

| 別姓賛否 | n (人) | そう思う | どちらかと言えそう思う | どちらかと言えそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|-------|-------------|---------------|--------|
| 賛成男性 | 273 | 44.3% | 35.5% | 11.7% | 8.4% |
| 賛成女性 | 463 | 53.1% | 37.1% | 7.3% | 2.4% |
| 反対男性 | 113 | 12.4% | 29.2% | 23.9% | 34.5% |
| 反対女性 | 100 | 26.0% | 36.0% | 22.0% | 16.0% |
| 回答者全体 | 949 | 42.9% | 35.6% | 12.1% | 9.4% |

p<.001 (賛成男女間 p<.001, 反対男女間 p<.01)

表 16. B 調査「同性婚を法律で認めるべきだ」別姓賛否男女別

| 別姓賛否 | n (人) | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 賛成男性 | 206 | 37.4% | 36.4% | 14.6% | 4.9% | 6.8% |
| 賛成女性 | 296 | 51.4% | 34.1% | 11.8% | 1.7% | 1.0% |
| 保留男性 | 265 | 4.9% | 19.2% | 60.4% | 9.1% | 6.4% |
| 保留女性 | 217 | 16.1% | 25.8% | 52.5% | 3.7% | 1.8% |
| 反対男性 | 129 | 7.8% | 14.0% | 23.3% | 14.0% | 41.1% |
| 反対女性 | 87 | 11.5% | 19.5% | 34.5% | 14.9% | 19.5% |
| 回答者全体 | 1,200 | 24.8% | 26.5% | 33.3% | 6.5% | 9.0% |

p<.001 (賛成男女間・保留男女間 p<.001, 反対男女間 p<.05)

並べて語ることも多い。この3調査でもこの2つの質問項目は並んだ配置になっており、それで関連が強まった可能性もあるが、別姓賛否によってかなり対照性がみられ、同じ意見内の男女間の有意差も見られた。しばしば指摘されるホモ・フォビア的傾向が男性に多いことが示された結果とも言えそうである。A調査とB調査の結果のみ示すが、T調査でも類似の傾向であった(表15, 表16)。

(2) 様々な不平等, 格差, 差別の認識

男女の不平等やジェンダー観については(3)で詳しく見るが、別姓賛成回答者は、不平等や格差全般に意識的な傾向があることをここでは確認したい。B調査では複数項目に関する不平等や差別の認識に関する質問(心身の障害, 人種民族国籍, 被差別部落, 居住地, 親の社会的地位, 所得や資産, 職業, 学歴, 年齢による不平等や差別)の他, 沖縄への差別や本土との対立の認識, ヘイトスピーチ規制, 外国人の権利保障について質問を設けている。「心身の障害」のみ表17に示すが, 全ての項目で, パーセントの違いはあれ, 概ね賛成, 保留, 反対回答者の順に差別があるとする回答が多くなり有意差が見られた。沖縄の差別や本土との対立にも別姓賛

表 17. B 調査 心身の障害による不平等 別姓賛否男女別

| | 大いにある | 少しある | あまりない | まったくない | わからない |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 賛成男性 | 35.9% | 41.3% | 15.5% | 1.9% | 5.3% |
| 賛成女性 | 39.5% | 35.5% | 15.2% | 1.7% | 8.1% |
| 保留男性 | 18.5% | 37.0% | 30.6% | 5.3% | 8.7% |
| 保留女性 | 20.7% | 41.5% | 21.7% | 4.6% | 11.5% |
| 反対男性 | 17.8% | 37.2% | 22.5% | 10.9% | 11.6% |
| 反対女性 | 19.5% | 32.2% | 21.8% | 3.4% | 23.0% |
| 回答者全体 | 27.1% | 37.8% | 21.1% | 4.2% | 9.8% |

p<.01 (反対男女間 p<.10, 賛成男女間・保留男女間 n.s.)

表 18. B 調査「朝鮮学校が高校授業料無償化から除外されることは仕方ない」別姓賛否男女別

| | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 賛成男性 | 29.6% | 18.0% | 31.1% | 11.2% | 10.2% |
| 賛成女性 | 14.2% | 15.9% | 45.3% | 13.2% | 11.5% |
| 保留男性 | 23.0% | 14.3% | 42.6% | 10.9% | 9.1% |
| 保留女性 | 15.2% | 15.7% | 54.8% | 7.4% | 6.9% |
| 反対男性 | 47.3% | 14.7% | 19.4% | 3.9% | 14.7% |
| 反対女性 | 37.9% | 19.5% | 29.9% | 5.7% | 6.9% |
| 回答者全体 | 24.3% | 16.0% | 40.1% | 9.8% | 9.9% |

p<.001 (賛成男女間 p<.001, 保留男女間 p<.05, 反対男女間 n.s.)

表 19. B 調査「どちらの考えに近いですか。A 生活の苦しさは本人の責任である -B 生活の苦しさは社会の責任である」別姓賛否男女別

| | Aに近い | どちらかといえばA | どちらかといえばB | Bに近い | わからない |
|-------|-------|-----------|-----------|-------|-------|
| 賛成男性 | 7.8% | 38.8% | 36.4% | 12.1% | 4.9% |
| 賛成女性 | 4.1% | 31.8% | 35.8% | 17.2% | 11.1% |
| 保留男性 | 7.9% | 30.6% | 40.0% | 7.5% | 14.0% |
| 保留女性 | 5.5% | 30.4% | 44.2% | 10.6% | 9.2% |
| 反対男性 | 11.6% | 41.9% | 27.9% | 8.5% | 10.1% |
| 反対女性 | 12.6% | 26.4% | 40.2% | 14.9% | 5.7% |
| 回答者全体 | 7.3% | 33.2% | 37.8% | 11.9% | 9.8% |

p<.01 (賛成男女間 p<.05, 保留男女間 n.s., 反対男女間 p<.10)

成派が相対的に意識的であり, ヘイトスピーチの規制や外国人への権利保障の賛成する割合も相対的に高い。

ただ, 朝鮮学校の無償化・公的助成の除外を仕方がないとする質問への回答については, 別姓賛成の男性が保留男性より高めであった(表18)。別姓保留回答者が他回答でも「どちらともいえない」と回答する傾向が高いための結果とも考えられ, この差にあまり拘泥すべきでないかもしれないが, 生活の苦しさは自己責任か社会的責任かの意見を問う質問でも同様の傾向が見られた(表19)。別姓同意見内の男女の有意差は見られないことが多いが, 同意見内で差がある場合はほぼ女

表 20. A 調査「子どもの進学機会の格差」意見 別姓賛否男女別

| | 改善にむけて国が積極的に取り組むべきだ | 本人の努力によって改善をはかるべきだ | 特に改善に取り組む問題だとは思わない | 問題だとは思いますがあまり関心がな |
|-------|---------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 賛成男性 | 65.9% | 21.6% | 5.1% | 7.3% |
| 賛成女性 | 67.8% | 18.9% | 6.2% | 7.0% |
| 反対男性 | 50.0% | 31.3% | 11.6% | 7.1% |
| 反対女性 | 53.0% | 32.0% | 9.0% | 6.0% |
| 回答者全体 | 63.6% | 22.6% | 6.8% | 7.0% |

p<.01 (同意見男女間 n. s.)

性の方が不平等に意識的で、権利擁護的である。

A 調査では、外国人差別、貧困、進学格差、障害者の社会参加に関する質問を設けた。別姓賛成者に国での取り組みを求める回答、別姓反対者に自助努力を求める回答が相対的に多い。表 20 で進学格差の回答のみ示すが、これら質問についてはパーセントの違いはあれ同様の結果となった。

A 調査と B 調査で別姓反対者が相対的に自助努力・自己責任を支持する傾向は同様である。A 調査の表 20 では別姓賛成男女間の差はないが、以下の (3) ②で見る男女賃金格差や女性の管理職率については、A 調査でも別姓賛成男性が同意見女性より自助努力を是とする傾向は見られた。

(3) 保守・権威主義的価値観との結びつき

①権威主義尺度を応用した質問

別姓反対が保守主義的勢力と結びついている指摘については 1 で述べたが、それら勢力が家族に介入する施策が進めようとしていることも指摘されている (本田ほか 2017; 木村 2018; 清末 2018; 酒井 2019; 二宮 2021; 山口・斉藤ほか 2023)。そもそも権威主義についての M. ホルクハイマーの論考でも家族のあり方は注目され (Horkheimer 1968=1994)、その後の権威主義尺度の研究でも家族観・ジェンダー観が指標的に捉えられることもあり、権威主義との関連が予想された。他方、例えばホックシールド (Hochschild 2016=2018) は、右派の人々の意識としては、少し前には良識とされたはずの考えを尊重しているのに社会階層の高いリベラル派から差別者と責められるように感じていると述べている。1990 年代前半まで別姓反対が多数であり高齢になるほど反対意見が多いことからすれば、反対派が権威主義的価値観と関連するというより、過去の時点からの考えが続いているという仮定もできよう。

表 21. A 調査「よい関係を保つためには不満があっても口に出さない方がよい」別姓賛否男女別

| | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------|------|--------|-----------|-----------|--------|
| 賛成男性 | 2.9% | 21.5% | 33.5% | 23.3% | 18.9% |
| 賛成女性 | 2.8% | 21.7% | 38.4% | 23.2% | 13.9% |
| 反対男性 | 6.2% | 29.2% | 30.1% | 25.7% | 8.8% |
| 反対女性 | 5.0% | 37.6% | 30.7% | 16.8% | 9.9% |
| 回答者全体 | 3.5% | 24.2% | 35.2% | 22.8% | 14.3% |

p<.01 (同意見男女間 n. s.)

表 22. A 調査「性別にかかわらず、天皇の第一子が次の天皇になれるようにすべき」別姓賛否男女別

| 別姓賛否 | そう思う | どちらかと言えばそう思う | どちらかと言えばそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|--------------|----------------|--------|
| 賛成男性 | 40.1% | 34.2% | 13.2% | 12.5% |
| 賛成女性 | 39.0% | 40.5% | 10.2% | 10.2% |
| 反対男性 | 26.6% | 35.8% | 13.8% | 23.9% |
| 反対女性 | 32.0% | 46.0% | 8.0% | 14.0% |
| 回答者全体 | 37.1% | 38.7% | 11.3% | 12.9% |

p<.05 (賛成男女間・反対男女間 n. s.)

A 調査では、保坂稔の権威主義尺度を踏襲した質問を使用した⁽²²⁾。このうち別姓賛否別で差が見られたのは「以前からなされていたやり方を守ることが最上の結果をうむ」及び表 21 に示した「よい関係を保つためには不満があっても口に出さない方がよい」であった。「自分の意見と違って多数派の意見に従う方が無難である」⁽²³⁾「権威ある人々には常に敬意を払わなければならない」「この複雑な世の中で何をすべきかを知る一番よい方法は指導者や専門家に頼ることである」については有意差は見られなかった。前の 2 質問は権威主義自体より、まさに別姓の主題と関連しそうな内容とも考えられる。

②天皇の継承順位・女性天皇への態度

女性天皇に関する質問は、次のジェンダー平等的価値観で検討してもよいもので、確かに別姓賛否別に有意差が見られ、それは家父長制的家との関連も想像させる。だが、別姓賛否での有意差はあるものの、別姓反対回答者も、性別によらず第一子の継承に賛成する回答が多数であり (表 22)、同性婚への意見のような対照性までは見られない。「女性が天皇になることを認めてはならない」かどうかの質問でも、有意差はあっても、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の回答は全体でも反対回答者でも更に少数であった。

表 23. A 調査「自分と全く違う価値観をもった人がいても寛容に受け入れる必要がある」別姓賛否男女別

| | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 賛成男性 | 35.6% | 44.4% | 17.1% | 2.5% | 0.4% |
| 賛成女性 | 25.8% | 54.8% | 16.6% | 2.4% | 0.4% |
| 反対男性 | 12.4% | 51.3% | 24.8% | 8.0% | 3.5% |
| 反対女性 | 11.9% | 55.4% | 26.7% | 5.0% | 1.0% |
| 回答者全体 | 25.6% | 51.5% | 18.8% | 3.4% | 3.4% |

p<.001 (賛成男女間 p<.10, 反対男女間 n. s.)

③多様性の尊重

A 調査では、「自分と全く違う価値観をもった人がいても寛容に受け入れる必要がある」「違った考え方を持った人がたくさんいるほうが社会にとって望ましい」として、多様性に対する価値観を直接質問した。前者のみ表 23 に示すが、両回答とも予想通り別姓賛成者に多様性や寛容を支持する傾向が高い。もっとも、別姓反対者もこの 2 つの質問には賛成が多数ではある。

④外国人に対する態度と歴史認識

ここまでのところでは、別姓反対者に相対的に保守・権威主義的傾向があり、別姓賛否で有意差はあってもそこまで回答が分かれてはいない。しかし、外国人に対する態度(表 24)や歴史認識(表 25)については、より態度が分かれるようである。

B 調査では、様々な国籍の外国人住民や労働者が増えることの賛否意見を問うている。別姓賛成、保留、反対回答者の順に、外国人増加にも反対する傾向があり、有意差があることも一貫している。国籍によって賛否パーセントは異なり、韓国人の住民への意見のみを示したが、特にアジア系住人や労働者の増加には反対する傾向が高まる。韓国人住民については別姓保留男女で差が出たが、同意見内の男女差はない場合がほとんどであった。

明確な権威従属的考え方よりこうした態度で違いが大きくなる可能性もある一方、①～③は A 調査の結果、④は B 調査の結果であるため、調査対象者の偏りの可能性もあり、今後の検討が必要である。また、韓国人住民増加についての賛否では、別姓賛成者の反対回答も多い。(2) で見た朝鮮人学校の無償化除外への回答でも、別姓賛成男性で肯定がそれなりに多かったことも併せて、懸念される結果ではある。

表 24. B 調査「生活している地域に韓国人の住民が増えること」別姓賛否男女別

| | 賛成 | やや賛成 | どちらともいえない | やや反対 | 反対 |
|-------|------|-------|-----------|-------|-------|
| 賛成男性 | 9.7% | 10.7% | 37.4% | 19.4% | 22.8% |
| 賛成女性 | 8.8% | 13.9% | 39.5% | 17.2% | 20.6% |
| 保留男性 | 3.0% | 4.9% | 42.6% | 18.1% | 31.3% |
| 保留女性 | 1.8% | 8.3% | 48.4% | 22.1% | 19.4% |
| 反対男性 | 4.7% | 6.2% | 20.2% | 19.4% | 49.6% |
| 反対女性 | 2.3% | 3.4% | 23.0% | 25.3% | 46.0% |
| 回答者全体 | 5.5% | 8.8% | 38.2% | 19.5% | 28.1% |

p<.001 (保留男女間 p<.05, 賛成男女間・反対男女間 n. s.)

表 25. B 調査「日本が植民地支配中に行った加害行為の数々を、きちんと知っておくべきだ」別姓賛否男女別

| | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 賛成男性 | 40.3% | 29.6% | 24.8% | 3.9% | 1.5% |
| 賛成女性 | 33.1% | 31.4% | 29.7% | 3.4% | 2.4% |
| 保留男性 | 20.4% | 24.2% | 41.1% | 9.1% | 5.3% |
| 保留女性 | 12.4% | 30.4% | 48.8% | 4.1% | 4.1% |
| 反対男性 | 19.4% | 22.5% | 27.1% | 7.0% | 24.0% |
| 反対女性 | 19.5% | 33.3% | 29.9% | 5.7% | 11.5% |
| 回答者全体 | 25.3% | 28.5% | 34.6% | 5.4% | 6.2% |

p<.001 (保留男女間 p<.05, 賛成男女間・反対男女間 n. s.)

(3) 男女平等の価値観との関連

夫婦別姓への賛否が男女平等的価値観と関連するのは当然とも考えられるが、A 調査、B 調査とも質問項目によって、別姓賛否別に回答傾向が分かれるものと、男女の差が大きいものが見られる。性別分業関連の質問では、別姓への賛否で回答が別れ、同意見の男女間での差はほとんど見られないのに対し、男性の優遇の認識については男女差が大きく目立つ結果になった。確かに男性の別姓賛成者は価値の多様性や女性の地位の改善に肯定的な傾向がある。しかしミクロな男女間の力関係や婚姻内の力関係についての認識は薄い可能性も示唆される。また、男性のリーダーシップについては男女とも性別分業に比べ肯定的に捉えている。3 で検討した属性別の差の結果の多くが女性間の差であったことも含め、結婚時の改姓というパーソナルな場面で、こうした力関係が見えなくなる懸念がある。

①家庭と仕事の性別分業、男女の働き方に関する意見：別姓賛否別で差があり、同意見間での男女差のない項目

A 調査の「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」への回答は、別姓賛成と反対で有意差があり

表 26. A 調査「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」別姓賛否男女別

| | 強く賛成 | 賛成 | やや賛成 | やや反対 | 反対 | 強く反対 |
|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 賛成男性 | 0.7% | 2.6% | 25.1% | 24.0% | 30.3% | 17.3% |
| 賛成女性 | 0.2% | 2.8% | 20.9% | 20.5% | 33.8% | 21.8% |
| 反対男性 | 2.7% | 9.8% | 41.1% | 19.6% | 22.3% | 4.5% |
| 反対女性 | 1.0% | 5.9% | 34.7% | 23.8% | 25.7% | 8.9% |
| 回答者全体 | 0.7% | 3.9% | 26.0% | 21.7% | 30.5% | 17.1% |

p<.05 (同意見男女間 n. s.)

同意見内男女の有意差はない(表 26)。B 調査での類似項目「女性は仕事より、家事や育児に専念したほうがいい」「家事労働は女性に向いている」についても別姓賛成、保留、反対者間での有意差は見られる一方、同意見内の男女の有意差はなかった。B 調査ではこの他、「非正規職より正規職の女性が増えたほうがいい」「女性らしさ、あるいは男性らしさを身に着けることは、生きる上での戦略として必要である」「性別によって人生が違うのは当然のことだと思う」の質問も同様であった。

②男女の対等性の志向：別姓賛否別で差があり、同意見間の男女差も見られる項目

男女の収入や管理職率格差の是正や、女性議員比率上昇等についても、別姓賛成の男性は他意見の男性に比べ肯定的であるが、これらの質問については別姓賛成内の男女でも差が見られる。

A 調査では、表 27 に示す通り、国や企業の取り組みを求める回答が多いことも注目される一方、別姓賛成男性は同意見女性に比べて自助努力を是とする傾向が見られる。

B 調査での、男女の収入、管理職の男女比率、関する質問でも、別姓賛成男性が賛成する割合が高く、保留の男性、反対の男性と明確に差があるが、それでもなお男女差は見られる(表 28)。「女性の議員の比率を上げていくべきだ/上げることが望ましい」「保育士の数が男女同程度になるのはいいことだ」「看護師の数が男女同程度になるのはいいことだ」の回答も同様の傾向が見られた。

男性がリーダーシップを取るのが望ましいかどうかの質問回答も、別姓賛否間、及び同意見の男女間に有意差が見られた(表 29)。また、性別分業には反対の回答が多かったのに対し、男性のリーダーシップへの賛否はかなり拮抗している。

表 27. A 調査「男女間賃金格差」意見 別姓賛否男女別

| 別姓賛否 | 改善にむけて国が積極的に取り組むべきだ | 本人の努力によって改善をはかるべきだ | 特に改善に取り組む問題だとは思わない | 問題だとは思うがあまり関心がない |
|-------|---------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 賛成男性 | 55.5% | 23.9% | 13.6% | 7.0% |
| 賛成女性 | 76.3% | 12.9% | 5.3% | 5.5% |
| 反対男性 | 36.3% | 26.5% | 27.4% | 9.7% |
| 反対女性 | 57.4% | 20.8% | 15.8% | 5.9% |
| 回答者全体 | 63.4% | 18.6% | 11.5% | 6.5% |

p<.001 (賛成男女間 p<.001, 反対男女間 p<.05)

「女性の管理職が少ないこと」意見

| 別姓賛否 | 改善にむけて国が積極的に取り組むべきだ | 本人の努力によって改善をはかるべきだ | 特に改善に取り組む問題だとは思わない | 問題だとは思うがあまり関心がない |
|-------|---------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 賛成男性 | 43.8% | 29.2% | 18.6% | 8.4% |
| 賛成女性 | 56.9% | 20.2% | 12.0% | 10.9% |
| 反対男性 | 17.0% | 31.3% | 42.9% | 8.9% |
| 反対女性 | 38.6% | 21.8% | 26.7% | 12.9% |
| 回答者全体 | 46.3% | 24.3% | 19.2% | 10.1% |

p<.001 (賛成男女間 p<.001, 反対男女間 p<.01)

表 28. B 調査「女性の収入が男性と同程度になるのはいいことだ」別姓賛否男女別

| | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 賛成男性 | 57.3% | 31.6% | 7.3% | 2.4% | 1.5% |
| 賛成女性 | 74.3% | 18.6% | 6.1% | 1.0% | |
| 保留男性 | 31.3% | 34.7% | 29.8% | 1.9% | 2.3% |
| 保留女性 | 42.9% | 37.3% | 18.4% | 1.4% | |
| 反対男性 | 30.2% | 32.6% | 14.0% | 12.4% | 10.9% |
| 反対女性 | 35.6% | 37.9% | 14.9% | 8.0% | 3.4% |
| 回答者全体 | 48.7% | 30.7% | 15.3% | 3.3% | 2.2% |

p<.001 (賛成男女間・保留男女間 p<.01, 反対男女間 n. s.)

「大企業においては女性の管理職比率を設定し法律で義務化すべき」

| | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 賛成男性 | 21.4% | 22.3% | 27.7% | 16.5% | 12.1% |
| 賛成女性 | 19.9% | 31.4% | 35.8% | 9.8% | 3.0% |
| 保留男性 | 2.6% | 20.4% | 55.5% | 15.8% | 5.7% |
| 保留女性 | 5.5% | 17.1% | 63.6% | 10.6% | 3.2% |
| 反対男性 | 0.8% | 9.3% | 27.9% | 31.8% | 30.2% |
| 反対女性 | 8.0% | 3.4% | 44.8% | 31.0% | 12.6% |
| 回答者全体 | 10.8% | 20.4% | 43.6% | 16.3% | 8.8% |

p<.001 (保留男女間 p<.10, 賛成男女間・反対男女間 p<.001)

表 29. A 調査「男性がリーダーシップをとるのが望ましい」別姓賛否男女別

| | 強く賛成 | 賛成 | やや賛成 | やや反対 | 反対 | 強く反対 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 賛成男性 | 2.2% | 11.5% | 38.7% | 20.8% | 18.2% | 8.6% |
| 賛成女性 | 1.5% | 7.4% | 32.2% | 25.4% | 21.5% | 12.0% |
| 反対男性 | 1.8% | 29.5% | 46.4% | 17.0% | 4.5% | 0.9% |
| 反対女性 | 3.0% | 16.0% | 44.0% | 20.0% | 12.0% | 5.0% |
| 回答者全体 | 1.9% | 12.1% | 37.0% | 22.5% | 17.5% | 8.9% |

p<.001 (賛成男女間 p<.10, 反対男女間 p<.05)

表 30. A 調査「日本社会で男性がおかれている状況」意見別姓賛否男女別

| | 深刻な差別問題がある | | | 優遇されすぎている |
|-------|------------|-------|-------|-----------|
| 賛成男性 | 4.2% | 35.6% | 55.7% | 4.5% |
| 賛成女性 | 1.8% | 27.5% | 61.4% | 9.3% |
| 反対男性 | 2.8% | 43.9% | 49.5% | 3.7% |
| 反対女性 | 1.1% | 32.3% | 63.4% | 3.2% |
| 回答者全体 | 2.5% | 32.3% | 58.5% | 6.6% |

p<.01 (賛成男女間 p<.01, 反対男女間 n.s.)

③社会の男性優遇についての認識：別姓賛否の差以上に男女差が大きい項目

②で見た項目は、同意見の男女にも差があっても、別姓賛成、保留、別姓反対で回答傾向が分かれていた。しかし、社会における男性優遇を認識する回答は、女性の側で高く、別姓反対の女性が賛成の男性を上回るものも見られる。

A 調査では、女性と男性がそれぞれ、社会で置かれている状況について「深刻な差別問題がある」から「優遇されすぎている」までを矢印で示す4件法で質問した。男性が「優遇されすぎている」の回答は、確かに別姓賛成女性のみ他との有意差が確認できるのだが、優遇までをまとめると、別姓賛成女性と反対女性の値が近くなり、別姓賛成男性より別姓反対女性が高くなる(表30)。

B 調査では、職場、学校で男性が優遇されていると思うかどうかを質問した。学校での男性優遇については、別姓賛成の男性より別姓反対の女性が「あまりそう思わない」「そう思わない」とする回答が多いが、保留意見の女性は別姓賛成男性より男性の優遇を認識する回答者が多くなっている(表31)。

④男女平等の価値観との関連・小活

性別分業には否定的である別姓賛成の男性でも、②の賃金等の対等性に関しては別姓賛成の女性と差が出るのも、この男性優遇の認識の差による部分があるかもしれない。不平等や力関係の差がある場合に、優位な立場の者がそれを低く見積もることはままある。

これは冒頭で述べたのとは反対に、回答結果の詳細な差異にこだわって推論を広げることかもしれない。しかし敢えて言及するのは、女性も男性と同様仕事をするのがよく、その上で不便がない方がよいという理由での別姓の推進が、一方で夫婦間や男女間の不平等を軽視することを

表 31. B 調査「職場において女性より男性のほうが優遇されていると感じる」別姓賛否男女別

| | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 賛成男性 | 8.7% | 28.2% | 28.2% | 19.9% | 15.0% |
| 賛成女性 | 23.3% | 31.4% | 27.7% | 11.8% | 5.7% |
| 保留男性 | 3.0% | 21.1% | 52.1% | 15.8% | 7.9% |
| 保留女性 | 16.1% | 30.9% | 39.6% | 9.7% | 3.7% |
| 反対男性 | 8.5% | 13.2% | 37.2% | 22.5% | 18.6% |
| 反対女性 | 13.8% | 31.0% | 29.9% | 18.4% | 6.9% |
| 回答者全体 | 12.8% | 26.5% | 36.5% | 15.3% | 8.9% |

p<.001 (賛成男女間・保留男女間 p<.001, 反対男女間 p<.01)

「学校において女性より男性のほうが優遇されていると感じる」

| | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 賛成男性 | 4.9% | 15.5% | 40.3% | 20.9% | 18.4% |
| 賛成女性 | 10.5% | 20.6% | 43.6% | 14.5% | 10.8% |
| 保留男性 | 1.9% | 9.4% | 63.4% | 16.2% | 9.1% |
| 保留女性 | 7.8% | 16.1% | 56.2% | 14.3% | 5.5% |
| 反対男性 | 3.1% | 12.4% | 38.8% | 24.0% | 21.7% |
| 反対女性 | 5.7% | 14.9% | 37.9% | 31.0% | 10.3% |
| 回答者全体 | 6.0% | 15.2% | 48.8% | 18.2% | 11.9% |

p<.001 (賛成男女間・保留男女間 p<.01, 反対男女間 n.s.)

危惧するためである。ここで見てきた男女平等の価値観において、別姓賛成回答者の平等志向はもちろん顕著であり、(2)で見た様々な不平等や格差についても別姓賛成回答者が意識的である傾向が確認できた。それでもなお、男女間格差や男性が有する力に関する認識には差が出る。婚姻当事者である／となりうる男女の間で性別分業の否定や多様な選択の尊重のみならず、この力の差に関する認識が近づくことは重要と考える。

(4) 家族の一体感と子どもに対する影響の懸念

夫婦別姓による家族の一体感や子どもに対する影響は、別姓反対派から強く主張され、法務省・内閣府の調査でも特に子どもへの影響を懸念する回答はそれなりに多い結果であった。これについては、別姓が導入されている国の状況や、事実婚夫婦・家族への聞き取り等から、その懸念が現実的なものでないことが主張され、子どもと親の姓が異なることが気になるのはむしろ現行の夫婦同姓制度による弊害ともされている。

A 調査も B 調査もこれを直接問う質問はないものの、以下、別姓賛成回答者の方が、男性の育児関与推進に肯定的であり、その点で逆に家族や子どもに関与する志向をもつ可能性を示唆する。

A 調査、B 調査とも、別姓賛成回答者は男性の

表 32. A 調査「男性が家事・育児に関わりづらいこと」
意見 別姓賛否男女別

| | 改善にむけて国が積極的に取り組むべきだ | 本人の努力によって改善をはかるべきだ | 特に改善に取り組む問題だとは思わない | 問題だとは思いますがあまり関心が無い |
|-------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 賛成男性 | 55.7% | 31.9% | 5.9% | 6.6% |
| 賛成女性 | 72.0% | 20.1% | 4.2% | 3.7% |
| 反対男性 | 37.2% | 34.5% | 20.4% | 8.0% |
| 反対女性 | 49.5% | 37.6% | 8.9% | 4.0% |
| 回答者全体 | 60.7% | 27.1% | 7.1% | 5.1% |

p<.001 (賛成男女間 p<.001, 反対男女間 p<.05)

表 33. B 調査「男性の育児休暇取得を法律で義務化すべきだ」 別姓賛否男女別

| | そう思う | ややそう思う | どちらともいえない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| 賛成男性 | 35.0% | 28.2% | 22.3% | 10.2% | 4.4% |
| 賛成女性 | 33.1% | 33.1% | 27.0% | 4.7% | 2.0% |
| 保留男性 | 12.5% | 27.9% | 45.7% | 11.7% | 2.3% |
| 保留女性 | 13.4% | 34.6% | 42.4% | 8.3% | 1.4% |
| 反対男性 | 11.6% | 25.6% | 27.1% | 17.1% | 18.6% |
| 反対女性 | 13.8% | 24.1% | 29.9% | 19.5% | 12.6% |
| 回答者全体 | 21.6% | 29.9% | 33.3% | 10.3% | 4.9% |

p<.01 (賛成男女間 p<.05, 保留男女間・反対男女間 n. s.)

育児関与のための社会的取り組みに肯定的である。A 調査では、別姓賛成者が育児に関わりにくい状況を問題視し、国や企業が取り組むべきとする意見が多い(表 32)。それを最も支持したのは別姓賛成の女性、次いで別姓賛成の男性である。別姓賛否も男女差も大きい。

B 調査の「男性の育児休暇取得を法律で義務化すべきだ」について、別姓賛成で多い傾向が確認される。こちらは別姓賛否での違いが大きくなっている(表 33)。

別姓賛成の男女は、「子どもが小さなうちは、母親がそばにいた方がよい」とする意見に相対的には否定的な傾向が強い(表 34)。その点では育児関与否定的とも考えられるとはいえ、別姓賛成者の回答も賛成が多数である。「子どもが小さなうちは、母親がそばに……」というのは三歳児神話とされ、子どもをもつ女性の就業を抑制し、性別分業との結びつきが指摘されるものでもあった。先行研究が重ねられることで、子どもが小さい時の母親の就業が子どもの育成に悪い影響を与えるものでないことが示されている。この意見に対する賛成の多さは、筆者にはむしろ意外なものであった。しかし、母親の育児が重視されている可能性もあるものの、性別分業の反対意見が高い割合であったこと、育児休業が権利として意識さ

表 34. A 調査「子どもが小さなうちは、母親がそばにいた方がよい」 別姓賛否男女別

| | 強く賛成 | 賛成 | やや賛成 | やや反対 | 反対 | 強く反対 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 賛成男性 | 9.2% | 38.4% | 33.6% | 8.5% | 7.4% | 3.0% |
| 賛成女性 | 9.7% | 26.4% | 36.1% | 13.4% | 9.3% | 5.0% |
| 反対男性 | 18.9% | 46.8% | 29.7% | 1.8% | 1.8% | 0.9% |
| 反対女性 | 19.8% | 36.6% | 36.6% | 1.0% | 3.0% | 3.0% |
| 回答者全体 | 11.7% | 33.3% | 34.7% | 9.3% | 7.2% | 3.7% |

p<.001 (賛成男女間 p<.05, 反対男女間 n. s.)

れ父親の育児関与を求める傾向も強いことを踏まえると、育児に対する男女とも関与を求める意識の反映とも考えられる。

5. 他者のニーズの顧慮と平等の志向

複数の調査を検討してみると、実態としては高学歴の正規就業者または専門職で、夫婦別姓に賛成する傾向が高くなっている面がある。また、若い年代の未婚者にも賛成意見の割合が高いことが多くの調査で明らかにされており、そこには本人たちの別姓のニーズもあるだろう。女性の属性別での回答傾向の差が多く確認されたことは、別姓が依然として、主に女性の、更にはその社会的地位と関わるものであることも推測される。

しかし、選択的夫婦別姓制度導入に賛成する人々は、自身が夫婦別姓にしたいと望んでいなくても、差別や格差を認知し、権利擁護的で、意見の多様性を認める傾向も見られる。男女平等の価値観との関連でも、性別分業の否定と同様に、男女格差の認識やその是正についても男女の見解が近づくことが望まれる。

婚姻当事者の一方の(ほとんどは女性の)改姓と引き替えでなければ、婚姻上の権利が保障されないという問題は、少数のニーズであるという理由で棄却されるべきものではない。それは、同性婚を求めるカップルが少数であるという理由で、多数派の異性愛カップルが享受できる婚姻上の権利を棄却できないと同様である。仕事上の便宜といった理由を持ち出すのが難しい人にこそ、制度は開かれるべきである。それはカップル内での力関係を認識し、婚姻内の平等を推進することでもある。社会的に少数の、また数として少数でなくても社会的に不利を抱える人々の状況を改善するためには、多数派の了解でなく法律的・政策的正当性と権利保障が重視されるべきである。正規就業者や専門職といった特定の人々に仕事上で許容される旧姓使用に留めないためにも、差別や格差の観点は重要であろう。

注

- (1) 裁判所, 最高裁判所判例
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85546 (2024.9.27 アクセス)
- (2) 女子差別撤廃委員会, 2016, 「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解(仮訳)」https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/CO7-8_j.pdf (2024.9.27 アクセス)
- (3) 日本国政府, 2018, 「女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメント(仮訳)」https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/commission_opinion_j_201803.pdf (2024.9.27 アクセス)
- (4) 朝日新聞 2020.12.1 「夫婦別姓の具体的な方針示さず 男女共同参画計画の原案」, 東京新聞 2020.12.6 「政府, 『選択的夫婦別姓』の文言を削除 自民慎重派に配慮, 原案から大幅後退」, 読売新聞 2020.12.25 「選択的夫婦別姓の導入, 原案より後退」, 産経ニュース(web) 2020.12.25 「夫婦別姓『旧姓の通称使用拡大・周知』強調 男女共同参画計画決定」
- (5) The Asahi Simbun Globe+ 「『同性婚』『選択的夫婦別姓』日本の世論が動く問い方は? スタンフォード大が調査」 2024.9.19
<https://globe.asahi.com/article/15421790#:~:text=%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%B3%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC,http://japanbarometer.org/ja/> (2024.9.27 アクセス)
- (6) それ以前から政府は夫婦別姓について質問する調査は実施しているが, 内閣府の世論調査のサイトデータが確認できるものとしては, 1990年までは女性のみが調査対象である。1994年以降に対象者が男女になり, 1994年調査では「当人たちが希望する場合には, 夫婦が別々の名字(姓)を名乗ることができるように, 法律を変える方がよいと思いますか」の質問に, 「そう思う」「そう思わない」「わからない」の三択で回答する形であった。なお, 1994年までの回答は「そう思わない」が多数である。
- (7) 1996年から2017年までの質問と選択肢は下記の形であった。

現在は, 夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗らなければならないことになっていますが『現

行制度と同じように夫婦が同じ名字(姓)を名乗ることのほか, 夫婦が希望する場合には, 同じ名字(姓)ではなく, それぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めた方がよい。』という意見があります。このような意見について, あなたはどのように思いますか。次の中から1つだけお答えください。

(ア) 婚姻をする以上, 夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきであり, 現在の法律を改める必要はない

(イ) 夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には, 夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない

(ウ) 夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望していても, 夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが, 婚姻によって名字(姓)を改めた人が婚姻前の名字(姓)を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては, かまわない

一方, 2021年の質問と選択肢は下記の形である。

資料1に記載のある現在の制度である夫婦同姓制度を維持すること, 選択的夫婦別姓制度を導入すること及び旧姓の通称使用についての法制度を設けることについて, あなたはどのように思いますか。(○は1つ)

1. 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい

2. 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で, 旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい

3. 選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい

- (8) 記事によれば, 調査について, 当時の男女共同参画担当大臣・野田聖子は法務省とのやりとりにおいてこの設問に反対したという。夫婦別姓と旧姓通称使用が異なるものであるのに同一質問で選択する形になっていることに加え, 1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓の民法改正答申をまとめた際にも旧姓通称使用案は採用されず具体的な検討はないこと, 旧姓使用の限界について記されていないこと, が理由であった。しかし, それについて, 法務省は従来の調査でも旧姓通称使用の選択肢の入った三択であったと説明し, 更に

わかりやすくするためとして、従来の調査の選択肢の並びは現状維持＝別姓反対、別姓賛成、通称使用だったのに対し、現状維持＝別姓反対、通称使用、別姓賛成の並びにして実施された。

- (9) 「内閣府世論調査」サイトの2021年、2017年「家族の法制に関する世論調査」、1994年「基本的法制度に関する世論調査」の報告書を参照して作成した。
<https://survey.gov-online.go.jp/r03/r03-kazoku/>,
<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-kazoku/>,
<https://survey.gov-online.go.jp/h06/H06-09-06-04.html> (2024.9.27 アクセス)
- (10) この件は国会でも問われ、阪井裕一郎が同調査についての国会質問意見書を記している。主な批判は、野田、谷口の見解と重なるが、同調査全体にキャリアオーバー項目が多いこと、親が別姓の場合に子どもに影響があるかの質問の選択肢が「よくない影響があると思う」「ないと思う」という一方に偏ったものであることも指摘している(阪井, 2022)。
- (11) 注(5)参照。報道で回答パーセンテージのみ記載されているため、調査対象者の年齢等は不明である。日本居住者8000人が対象とされるが、異なる質問紙による複数の調査になっている。
- (12) https://chinjyo-action.com/wp/wp-content/uploads/2020/12/47prefectures-survey-report_20201124-1.pdf
 (2024.9.27 アクセス)
- (13) この質問には以下の前文がついている。

選択的夫婦別姓制度とは・・・

現在は男女が結婚するときは、全ての夫婦は必ず同じ姓(名字)を名乗らなければならないことになっています。そして現実には、男性の姓を選び、女性が改姓する例が圧倒的多数(96%)です。ところが女性の社会進出等に伴い、改姓による社会的な不便・不利益を指摘されてきたことなどを背景に、「選択的夫婦別姓制度」の導入を求める意見があります。選択的夫婦別姓制度とは、「夫婦は同じ姓を名乗る」という現在の制度に加えて、「希望する夫婦が結婚後にそれぞれの結婚前の姓を名乗ることも認める」というもので

す。

もちろん選択的な制度ですから、全ての夫婦が別々の姓を名乗らなければならないわけではありません。

なお、夫婦同姓を義務化している国は現在、日本以外にありません(2018年3月20日国会答弁)。

- (14) 谷岡一郎はこのどちらでもよいを選択的別姓賛成派とカウントしたことを批判しているが、制度選択を問う質問としては妥当と思われる(谷岡 2021)。
- (15) https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/news_detail.php?id=1876 (2024.9.27 アクセス)
- (16) 注(9)参照。
- (17) この質問は、「改姓による不便・不利益があると思う」とした回答者に対するものであるが、不便・不利益があるとした回答者の割合も2021年調査で最も高いことから、改姓による不便・不利益も認識され、かつ、それが旧姓通称使用では解消しないとする回答者の割合も最も高くなっていると言える。
- (18) 「子どもにとって好ましくない影響があると思う」という質問についても批判がある。注(10)に述べた阪井の批判の他に、二宮周平が、親の離婚や再婚、国際結婚等で既に名字の異なる親子がいるにもかかわらず、このような質問をすることで、むしろ偏見や差別を助長される可能性を指摘している(朝日新聞, 2022.8.30)。
- (19) 内閣府の調査などから、事実婚は2～3%と推定されている。
- (20) 科学研究費・基盤研究(B)・池田緑代表「経験的概念としての『ポジショナリティ』の発展的研究」において「日本における社会的多様性に関する意識調査」として実施された。経験的概念としてのポジショナリティとして、沖縄と「本土」をめぐる課題の検討が含まれるため、沖縄の票が多くなっている。
- (21) 表14ではA調査についてもこの後の4で示す別姓賛成別姓反対の二分を先取りして用いている。
- (22) 保坂は、ホルクハイマーを参照しつつも、M.L.コーン、吉川徹の用いた質問を踏襲して質問項目を作成している(保坂 2003; 吉川 1994)。
- (23) これについては別姓賛成男女間での差のみ

有意となった。

文献

- 江藤祥平, 2018, 「夫婦同氏制を定める民法 750 条の規定は, 憲法 13 条, 14 条 1 項, 24 条 1 項及び 2 項等に違反しないとされた事例 [最高裁判平成 27.12.16 判決]」『自治研究』94 (5) : 127-39.
- ジェンダー法政策研究所 [ほか] 編, 2022, 『選択的夫婦別姓は, なぜ実現しないのか? : 日本のジェンダー平等と政治』, 花伝社.
- Hochschild, A.R., 2016, *Strangers in Their Own Land: Anger and Mourning on the American Right*, New Press. (布施由紀子訳, 2018, 『壁の向こうの住人たち——アメリカの右派を覆う怒りと嘆き』岩波書店.)
- Horkheimer, M., [1936]1968, *Kritische Theorie I, II*, Fischer. (森田数実訳, 1994, 『批判的社会理論——市民社会の人間学』恒星社厚生閣.)
- 保坂稔, 2003, 『現代社会と権威主義——フランクフルト学派権威論の再構成』東信堂.
- 本田由紀・伊藤公雄・二宮周平・千田有紀・斉藤正美・若尾典子, 2017, 『国家がなぜ家族に干渉するのか——法案・政策の背後にあるもの』青弓社.
- 吉川徹, 1994, 「現代社会における権威主義的態度尺度の有用性」『ソシオロジ』39 (2) : 125-37.
- 木村涼子, 2018, 「「家族」と国家の管理統制」『生活経済政策』(260) : 6-10.
- 清末愛砂, 2018, 「憲法 24 条改正の外堀を埋める家庭教育支援の法制化問題について考える」『生活経済政策』(260) : 15-8.
- 二宮周平, 2021, 「総論: 選択的夫婦別姓——2014 年日本学術会議提言のフォローアップ」『ジェンダー法研究』(8) : 1-20.
- 大河内美紀, 2022, 「2021 年代法廷決定の行間」『判例時報』(2503) : 93.
- 酒井はるみ, 2019, 「政策動向にみる家族の“再イデオロギー化”——『改正』教育基本法・自民党憲法改正草案第 24 条・夫婦別姓訴訟を巡って」『家族関係学』38 : 67-74.
- 阪井裕一郎, 2022, 『事実婚と夫婦別姓の社会学』, 白澤社.
- 榊原富士子・寺原真希子, 2022, 『夫婦同姓・別姓を選べる社会へ——わかりやすい Q&A から訴訟の裏側まで』恒春閣.
- 谷岡一郎, 2021, 「特集 新聞テレビに騙されるな嘘だらけ『世論調査』の大半はゴミ——『選択的夫婦別姓に賛成 7 割』の欺瞞『老後 2000 万円』のサンプリング問題『内閣支持率低下』報道で『いいとこ取り』」『週刊新潮』66 (24) : 120-3.
- 辻村みよ子, 2021, 「憲法と姓: 民法 750 条違憲論の諸相」『ジェンダー法研究』(8) : 35-50.
- 山口智美・斉藤正美・ポリタス TV・津田大介, 2023, 『宗教右派とフェミニズム』青弓社.

※本研究は JSPS 科研費 JP21K0188, JP23K20644 の助成を受けたものである。